

## 福岡県中小企業早期経営改善・賃上げ応援事業実施要領

### （事業の目的）

第1条 この事業は、コロナ関連融資（ゼロゼロ融資・経営改善借換資金）の返済、原材料費の高騰や人件費の上昇などに伴い、今後、経営が厳しくなる中小企業が増加することが見込まれるため、早期の経営改善に取り組む中小企業を支援する体制を構築し、経営基盤を強化することで、中小企業の持続的な賃上げを応援することを目的とする。

### （定義）

第2条 この要領において、「中小企業者等」とは、原則として中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する者及び特定非営利活動法人をいう。

### （対象事業者）

第3条 この事業の対象となる事業者は、県内に事業所がある中小企業者等であって、次の各号のすべてに該当する者とする。なお、派遣場所は福岡県内に限る。

- 一 早期経営改善に取り組み、経営の向上を目指す意欲ある中小企業者であること
- 二 経営革新等経営の向上に係る目的又は目標が明確であること
- 三 支援の効果が期待できる状況であると判断されること

### （支援内容）

第4条 この事業において提供する支援内容は次に掲げる内容とする。

- 一 コーディネーターによる簡易経営診断を活用した現状・課題把握の実施
- 二 専門家派遣による経営改善計画策定の支援

### （申請方法）

第5条 本事業に申請しようとする中小企業者等は、「早期経営改善・賃上げ応援事業申請書」（様式第1号）及び添付書類を公益財団法人福岡県中小企業振興センター（以下「センター」という。）に提出しなければならない。

### （審査・決定）

第6条 センターは、前条による申請を受けたときは、コーディネーターによる当該申請をした中小企業者等へのヒアリング及び簡易経営診断を通じて、中小企業者等の現状及び当事業によって解決を図ろうとする課題及び目標を確認し、派遣の適否を決定する。

2 センターは、前項の規定に基づき派遣を決定したときは、登録専門家の中から当該事案に係る支援が適任と思われる専門家（以下「派遣専門家」という。）を選定し、当該申請をした中小企業者等とマッチングを行った上で、申請内容に応じて、専門家に「専門家派遣支援計画書」（様式第2号）を提出させる。

3 センターは、前項の規定に基づき「専門家派遣支援計画書」が提出された後、「専門家派遣決定通知」（様式第3号）により中小企業者等（以下「支援対象企業」という。）に通知するとともに、「専門家派遣開始決定兼謝金通知書」（様式第4号）により、派遣専門家に対して支援の開始を依頼するものとする。

また、支援が不適当と決定した中小企業者等に対しては、「専門家派遣の審査結果について」（様式第5号）により不採択の通知を行う。

### （派遣専門家の制限）

第7条 派遣専門家は、次の各号のすべてに該当しない者とする。また、派遣決定後に判明した場合は、派遣決定を取り消すこととする。

- （1）支援対象企業の代表者の4親等以内の親族である者
- （2）支援対象企業との間に雇用契約や顧問契約、継続的な商取引がある等、特別な利害関係がある者
- （3）支援対象企業の発行済み株式の総数若しくは出資口数の総数又は出資価額の総額の50%以上に相当する数、額の株式若しくは出資を有する企業に在籍する者
- （4）発行済株式の総数若しくは出資口数の総数又は出資価額の総額の50%以上に相

当する数、額の株式若しくは出資を、支援対象企業が所有する企業に在籍する者  
(5) 支援対象企業との間で、継続して診断・助言を受ける契約（顧問契約等）を結んでいる者

2 第5条による申請をする中小企業者等は、派遣専門家を指名することはできない。

（決定事項の変更及び取り消し）

第8条 派遣を決定し、支援を開始した後に、センターが支援の目的が達成できないと判断した場合は、派遣決定を取り消し、以後の派遣を中止することができる。この場合、センターは、支援対象企業及び派遣専門家に対して「専門家派遣事業取消・中止通知書」（様式第6号）及び「専門家派遣事業（取消）通知書」（様式第6号の2）により通知する。

2 支援対象企業は、決定を受けた専門家派遣を取り下げ又は派遣回数を変更するとき  
は、「専門家派遣事業【取下げ・回数変更】申請書」（様式第7号）をセンターに提出しなければならない。

（派遣回数及び謝金等）

第9条 専門家派遣事業に要する1回当たりの派遣専門家への謝金は31,500円（消費税率10%、うち消費税2,863円）、旅費は2,100円（消費税率10%、うち消費税190円）とする。なお、1回につき3時間以上業務に従事するものとする。

2 前項の場合であっても、(1)及び(2)に該当する場合は、専門家の申し出により、センター旅費規程により公共交通機関で移動した場合の金額を支払うものとする。

(1) 別表「地域区分」に定める地域を超えて移動する場合

(2) 移動距離が片道50kmを超える場合

（報告書等の提出）

第10条 派遣専門家は、派遣回ごとに速やかに「支援報告書」（様式第2号の2）を提出するものとし、最終派遣回後は速やかに「終了報告書」（様式第2号の3）に、成果物、「専門家派遣事業謝金請求書」（様式第8号）、「振込口座確認票」（様式第9号）を添えて提出するものとする。

また、支援対象企業は、速やかに「早期経営改善・賃上げ応援事業終了調査票（様式第10号）」を提出するものとする。

（謝金等の支払方法）

第11条 派遣専門家に対する謝金等の支払については、最終派遣が終了し、センターが前条に基づき提出された報告書等により支援内容を確認した後に支払うものとする。

（事後評価及び効果の確認）

第12条 センターは、第10条に基づき提出された報告書等により、支援内容について評価を行うとともに、一定期間経過後に対象企業に対してヒアリング等を行うことにより、随時事業効果の把握に努めるものとする。

（個人情報の保護）

第9条 センターは、本事業を通じて得た情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

附 則

この要領は、令和7年9月1日から施行する。

別表 地域区分

| 地域区分 | 地域  | 市町村                                                                                 |
|------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域1  | 福岡  | 福岡市、宗像市、福津市、古賀市、春日市、太宰府市、大野城市、筑紫野市、朝倉市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、筑前町、東峰村 |
| 地域2  | 北九州 | 北九州市、中間市、行橋市、豊前市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町                               |
| 地域3  | 筑豊  | 直方市、宮若市、飯塚市、田川市、嘉麻市、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、小竹町、鞍手町                          |
| 地域4  | 筑後  | 久留米市、小郡市、うきは市、大川市、筑後市、八女市、柳川町、みやま市、大牟田市、大刀洗町、大木町、広川町                                |
| 地域5  | 県外  | 県外市町村                                                                               |